

個人情報保護に関する研修講師を派遣します！

平成29年5月30日に全面施行された改正個人情報保護法により、個人情報の定義の明確化、匿名加工情報に関する規定の整備、取り扱う個人情報が5,000人以下の事業者への法の適用、主務大臣権限の個人情報保護委員会への一元化等について規定されるなど、個人情報保護を巡る状況が大きく変化しました。

県では、県内の事業者団体等が個人情報保護法の改正に伴い必要となる対応等についての研修を実施する際に、研修講師を無料で派遣しております。ぜひ御活用ください！

○ 派遣対象

県内の事業者団体及びこれに準ずるものが実施する研修（受講者数が概ね20名以上）が派遣対象となります。（「派遣要件・留意事項」を御覧ください。）

○ 講師派遣の流れ

情報公開広聴課へ電話等で問合せ → 情報公開広聴課と講師等について相談の上、申請書を記入 →

申請書を郵送で提出 → 情報公開広聴課で研修講師を決定し、派遣の通知 →

研修終了後、調査票を郵送で提出

○ 派遣要件・留意事項

- ・ 受講者数が概ね20名以上の研修で、県内の事業者団体及びこれに準ずるものが実施する研修が派遣対象となります。個々の事業者が実施する研修は派遣対象とはなりません。
- ・ 加盟事業者等に研修への参加を呼びかけていただき、多数の事業者が研修内容を共有できるよう御配慮ください。団体の職員のみでの参加とならないようお願いいたします。
- ・ 原則として、派遣を希望する日の1か月前までに情報公開広聴課へ御連絡ください。
- ・ 研修会場は団体で御用意ください。
- ・ 資料の印刷は団体が行うものとします（資料の作成は講師が行います。）。
- ・ 資料の著作権は講師に帰属しており、当該研修以外で利用することは認められません。
- ・ 修了証の発行は行いません。
- ・ 研修時間は原則1時間30分ですが、延長等の御要望がある場合はお申し出ください。
- ・ 研修の日程は団体の要望に沿いますが、講師の都合上調整させていただくことがあります。
- ・ 派遣できる回数には上限がありますので、お早めにお申込みください。
- ・ 裏面以外の講師の派遣の御要望等がありましたら御相談ください。

問合せ先

個人情報保護グループ 羽根田、江成

電話 (045) 210-3720 (直通)

メール kjhogo.14@pref.kanagawa.jp

○ 有識者の紹介 (50音順)

内嶋 順一 氏 (みなと横浜法律事務所 弁護士)

後見、遺言、相続その他高齢者・障がい者に関する問題、消費者問題、医療問題等、様々な法律上の問題に精通されています。更に、要援護者の個人情報の取扱いに関する、民生委員や県職員向けの研修の豊富な経験をお持ちです。

平成27～29年度の本件事業の講師も担当されています。

岡本 正 氏 (銀座パートナーズ法律事務所 弁護士・マンション管理士・医療経営士・AFP)

消費者庁による「個人情報保護法に関する説明会」ほか全国の自治体や企業等へ向けて多数の講演・社員研修等の実績をお持ちです。内閣府の行政改革部局や、日本弁護士連合会の災害対策本部室長としての勤務経験を活かして、新たな学問『災害復興法学』を創設し、慶應義塾大学法科大学院や青山学院大学大学院の講師等を歴任されています。

平成28, 29年度の本件事業の講師も担当されています。

山本 伊都子 氏 (株式会社 福祉規格総合研究所 認定プライバシーコンサルタント)

個人情報保護に関する事業者向けコンサルタントや、社会福祉協議会及び福祉施設並びに民生委員及び自治会員等を対象とした研修等について豊富な経験をお持ちです。また、様々な新聞や専門誌への寄稿や、福祉サービスの第三者評価員、成年後見人としての活動の経験を活かした個人情報保護についての啓発活動に取り組んでいらっしゃいます。

平成27～29年度の本件事業の講師も担当されています。

湯浅 壘道 氏 (情報セキュリティ大学院大学 学長補佐・教授)

情報セキュリティやマイナンバー制度、個人情報保護制度に造詣が深く、本県情報公開・個人情報保護審議会の委員をはじめ、様々な行政機関・自治体の委員や学会でも御活躍され、慶應義塾大学法学部講師、九州大学法学部講師、九州国際大学法学部総合実践法学科教授・副学長・社会文化研究所所長などを歴任されています。

平成28, 29年度の本件事業の講師も担当されています。